

## 水道基本使用料等の免除について

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、市民及び事業者等の支援を目的に水道使用されている全契約者の水道料金の基本使用料及び水道メーター使用料を免除することについて、以下の通り予定しておりますので報告いたします。

### 1. 内容

水道料金のうち基本使用料及び水道メーター使用料を全額免除。

例) 用途が家庭用、水道メーターの口径 20 mm、  
使用水量が 1 期 ( 2 ヶ月 ) で 40 m<sup>3</sup> の場合 ( 税込 )

区分	通常料金	軽減後	軽減額
基本使用料	2,002円	0円	2,002円
超過使用料	3,775円	3,775円	
水道メーター使用料	176円	0円	176円
合計	5,953円	3,775円	2,178円

2 期で同条件の場合 4,356 円の減額となります。

### 2. 期間

令和 2 年 8 月調定から 11 月調定までの 2 期 ( 4 ヶ月 ) 分。

検針地区	調定 ( 検針 ) 月	使用月
偶数月	8 月	6 月・ 7 月
	10 月	8 月・ 9 月
奇数月	9 月	7 月・ 8 月
	11 月	9 月・ 10 月

### 3. 減額する総額

基本使用料	358,869千円
水道メーター使用料	21,131千円
合計	380,000千円

なお、水道基本使用料等の免除にかかるシステム改修が必要。

システム改修費 1,540千円

### 4. 財源

上記については一般会計からの補助金を予定。